

を扱ったことのある多くの仲間
知ってほしいし支えてほしい。そ
して、万が一私のように発病した
らいろいろやらなければならない
ので、今のうちに職歴書を作って
ほしい。私が労災認定を取り組
み勝ち取ることで、不幸にも2人
目、3人目となってもすぐに労災認
定されるようにしなければなら
ない。そのためにも、私は頑張る。
病気の進行は早いということで
説明を受けている。生命のある
限り闘い必ず勝利します。犠牲
者を作りたくありません。私だけ
でいいです。

最後に、私一人の力では限界
があります。多くの仲間の力が
必要です。これからも支援をお
願ひします。

※小林さんは年内に労災認定
を受けることができ、12月31日
付け信濃毎日新聞が一面で
その事実を報じた。また、社会
面に大きく「JR 労災認定に消
極的-支援団体指摘 事業主
証明せず」とも報じられた(88
頁参照)。

同紙は12月8日には「工場のほ
こりに石綿 長野のJR東車
両センター」として、以下のよ
うに報じた。この関連で発出さ
れたのが、79頁に紹介した厚
生労働省通達「工業製品等
における石綿含有製品等の
把握の徹底について」である。

JR東日本長野支社(長野市)
の長野総合車両センター(同市
西和田)で10月から11月かけ、
工場2棟でアスベスト(石綿)を含
む綿ぼこりなどが相次いで見つ

かり、一時操業を停止していたこ
とが7日、分かった。工場内の大
気検査で問題は確認されていな
いといい、同支社は清掃作業な
どを行い、操業を再開した。建
材の取り換えなど抜本的対策は
これからとしている。現時点で、
健康被害の報告はないという。

同支社によると、10月23日にプ
レーキ製品を製造する「ディスク
工場」内で、直径2センチほどの
綿ぼこりが落ちていたのをグル
ープ会社の社員が見つけた。そ
の後の分析調査で、アスベストの
一種「クリソタイル」が含まれて
いることが判明。11月8日に工場を立
ち入り禁止にした。

同工場は1953(昭和28)年建
設。アスベストを含んだ屋根外壁
のスレート板の一部が劣化して
剥がれ、工場内に吹き込んだとみ
られるという。スレート板は98年
の設置。工場内の大気を調べた
ところ、アスベストの浮遊濃度は

下限値に当たる1リットル当たり0・
5本未満で、通常の屋外と同程
度だった。防水塗装や清掃作業
をして11月21日から順次、操業を
再開した。

11月29日にも、ブレーキ部品を
製造する「南作業棟」でアスベ
ストとみられる堆積物が見つかり、
翌30日に操業を停止した。成分
分析結果はまだ出ていないが、
同様に屋根のスレート板の劣化
が原因とみられるという。建物は
60(昭和35)年建設。その後の
大気検査で問題は確認されず、
清掃をした上で今月5日に操業を
再開した。

総合車両センターは在来線車
両の整備や検査、部品製造など
を担う施設。現在、関連会社を
含め約400人が働いている。健
康被害の報告は現時点でない
が、同支社広報室は「申し出が
あれば対応する」としてい



元国鉄労働者の石綿被害

鳥取●休業・療養補償は遺族に請求権なし?

石綿被害が多発する国鉄職場

元国鉄職員であった方が発
症した石綿による疾病は、国鉄
の権利義務を承継している独立
行政法人鉄道建設・運輸施設
整備支援機構(以下「鉄道・運
輸機構」という)が補償に関する
対応を行っている。国鉄職員は

労災保険の適用外となっていた
ため、国鉄では独自の業務災害
補償制度を設けていた。そのた
め、国鉄当時の業務災害等に起
因する補償業務については鉄
道・運輸機構が行っているの
である。

鉄道・運輸機構のホームペ
ージには、「元国鉄職員に対する

石綿（アスベスト）を起因とする業務災害補償等認定実績」が紹介されている。現在は、平成2017年3月31日時点の実績が掲載されている。以前に比べて申請者及び認定者の数が減っていることが影響しているのか、「認定実績」の更新はかなり不定期となっている。

「認定実績」によると、2017年3月末時点での認定者数は464名にも上り、うち救済新法に係る者は125名となっている。また、被災者の勤務場所についても公表されており、工場を中心に被害の多発が確認できるが、被害が全国各地に広がっていることも明らかとなっている。こうした数字等からも、国鉄は日本一石綿による健康被害が発生している事業場といえる。

Aさんの申請と認定決定から

2015年11月、国労米子地本の主催によるアスベスト学習会とOBらを対象とした相談会が開催され、私（西山和宏）も相談員の一人として参加した。その際に相談に来られたのが米子市のAさんであった。

Aさんのお父さんは、1956年7月から1978年3月まで、国鉄後藤工場の旋盤職場で部品等の製造作業に従事し、2010年7月に肺がんを発症された。療養に専念されていたのだが、2015年1月に亡くなられた。相談会に来られたAさんからは、「国鉄時代の石綿が死亡原因ではないだろうか」と相談があった。

そこで病院からカルテと胸部

画像を入手し、医師に確認したところ胸膜プラークの所見が認められた。また、国労米子地本の協力により、同僚らから作業内容を確認することもできた。そこで2016年2月23日に鉄道・運輸機構に業務災害認定申請を行い、翌月の3月28日にはAさんの元に業務災害認定の通知が届いた。

元国鉄職員への補償制度

鉄道・運輸機構に認定請求を行った場合、国鉄当時の業務に起因する災害に該当するか調査が行われ、「業務災害認定」が行われる。その後、請求者が受けられる補償の支給手続が進められ、補償内容については次のような説明がされる。遺族補償－「業務災害により亡くなられた場合、ご遺族（配偶者が健在のみ）に対して殉職年金（4年後）及び遺族補償一時金を支給」。葬祭料－「業務災害により亡くなられた場合、葬祭される方に支給」。休業補償－「療養のため勤務することが出来ず、給与を受けない時に補償」。療養補償－「治癒するまでの間の療養費を補償」。交通費－「療養の病院に行くための交通費（領収書が必要）」等々。

また、補償水準については次のようになっている。療養補償－「全額補償」。休業補償－「基準内賃金（基本給、扶養手当及び都市手当の合計額）。葬祭料－「平均賃金、標準報酬の80日分」。遺族一時金－「平均賃金、標準報酬の1,700日分」。遺族年金－「1人・153日分（ただし、

妻が55歳以上か障害がある場合は175日分）、2人・201日分、3人・223日分、4人以上・245日分+遺族特別支給金300万円」。労災保険の補償水準を上回る項目もあるが、これは旧国鉄における労働運動の取り組みを反映しているのではないだろうか。

さて、問題はここからである。業務災害と認定された被災者には、休業補償に関する通知がなされる。そこには、「昭和62年3月31日以前に係る業務災害補償等規定第26条で『職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務に服することができない場合において給与を受けない時は、休業補償を行う』と規定されております。よって、業務災害認定者が休業補償の請求する意思がある場合は別紙にて請求する方はお願いします」と記され、さらに、「休業補償を希望される場合は（別紙1）を不要の場合は（別紙2）を現在他の法律で何らかの手当を支給されている方は（別紙3）でお知らせください」とされ、各別紙が渡される。つまり、休業補償の請求を行うか否かの意思確認が行われるのである。

休業・療養遺族に支給実績なし

Aさんの場合（すでにお母さんも亡くなっておられる）、業務災害の認定を受け、鉄道・運輸機構から遺族一時金と葬祭料の請求手続を行うよう書類が送付された。ところが、休業補償と療養補償に関する請求手続については何ら説明がなかった。

防災保険の休業補償は、療養のため労働することができず賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年を経過すると時効により請求権が消滅する。Aさんの事例でも、認定請求時において約1年間分の請求権が残っていた。また、療養補償に関する請求権は認定日から2年であり、Aさんの場合でも請求権は残っている。ところが、鉄道・運輸機構に確認すると、「本人（被災者）からの申請がない…」「支払った実績がなく、内規に触れる」との理解できない回答であった。亡くなった被災者からは働く意思があったことを確認できないから支給しないというのである。

これまで鉄道・運輸機構では、石綿に起因する業務災害が460名を超えるが、請求者が療養中の場合は本人の意思を確認したうえで休業補償を支払い、すでに被災者が亡くなり遺族が請求を行った場合は、休業補償の支給実績がなかったのである。

そこで、国労本部に協力を依頼し、国労と鉄道・運輸機構との交渉が複数回行われることになった。しかし、鉄道・運輸機構は、「個別の事案であり、個別に判断する」との回答に終始した。

交渉を通じ初の支給実績

労働組合に対しては正式な回答を避けたが、Aさんには休業補償と療養補償の請求があれば個別に判断すると対応があった。そこで、病院の証明を取り、治療費を国保に返還した領収書を添付し請求を行ったとこ

ろ、休業補償の約1年分と自己負担分の療養費の支払いが行われた。業務災害認定通知が届いてから、約1年が経過していた。

460名を超える業務上の認定実績がありながら、遺族に対する休業補償と療養補償の支給はAさんが初めて。ということは、本来給付を受ける権利がありながらも、補償を受けていない遺族が数多く存在しているだろう。

鉄道・運輸機構は労働組合に

対して「個別事案」との見解を崩さなかったが、こうした姿勢からも、本来補償を受けることができた遺族に対する遡及支給は実現していないと思われる。

さらに引き続き、労働組合や被災者団体との連携を強めながら、補償制度の不備を改善させると共に、本来補償を受けることができる遺族全員に対する遡及支給を実現させる必要がある

(ひょうご労働安全衛生センター)

三星化学の職場にも理解が 福井●5回目の職業がんをなくそう集会

5回目の職業がんをなくそう集会は三星化学工業株式会社の所在地である福井県で開催された。前回の福井集会は宿泊付きだったため、参加者も大いに交流できたという。今回は1日限り、しかも第48回衆議院議員総選挙前の最後の日曜日とあいまって、組合関係者の方もなかなか出席できない状況ではなかったかと思われたが、それぞれが熱心に聴講していた。

今回は、冒頭に三星化学の田中康博氏が、近年の組合活動の成果を報告し、安全な職場づくりへの奮闘を語ることから始まった。組合員に対して、他の従業員が「会社に対して怒るようなことをして」と非難するという。同僚ががんになって苦しんでいるのに、そしてこれ以上被害者が出

ないように戦っているのに、会社に逆らわなければ発症しないとも思っているのではないかと怒りすら感じる。田中氏の淡々とした語り口が口惜しさを余計に際立たせる。

しかし、少しずつ他の従業員もこの活動の重要性を理解するようになってきたという結語に、聞いている私たちも安堵する。具体的に現場の作業環境が改善され、作業のしやすさや安全の確保を実感するようになってきているためである。結局は他の従業員も会社に逆らうことで居辛い思いをしたくないだけで、堂々と闘う組合員に対するやっかみでしかなかったのではなからうか。きつと悪を懲らしめ正義を実現するという結末に向けて、田中氏は物語を紡ぎ続けてくれるだろう。